

グリーンワーキンググループ（第4回） 議事概要

1. 日時：平成24年11月19日（月）14:00～15:41
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1214特別会議室
3. 出席者：
（委員）大室康一（委員長代理）、安念潤司（委員会構成員）、
大上二三雄（委員会構成員）、伊東千秋、伊藤敏憲、松村敏弘
（政務）藤本副大臣
（経済産業省）産業技術局環境政策課 實國環境指導室長
（環境省）統合環境政策局 上杉環境影響評価課長
（事務局）熊谷規制・制度改革担当事務局長、中原参事官、小村参事官

4. 議題：
（開会）
（1）環境アセスメントの迅速化等に関するフォローアップヒアリング
（2）委員提案について
（3）規制・制度改革の検討項目（案）について
（4）意見交換
（閉会）

5. 議事概要：

○小村参事官 それでは、第4回「規制・制度改革委員会グリーンワーキンググループ」を開催いたします。皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本ワーキングの開催に当たり、藤本副大臣より御挨拶をお願いいたします。

○藤本副大臣 お疲れ様でございます。委員の皆様方には御多忙中、御参集いただきまして感謝いたします。ありがとうございます。

実は昨日までの金、土、日の3日間、「新仕分け」をしておりますして少々疲れ気味でありますけれども、しっかりとやらせていただきたいと思います。松村先生にも一部ご参加いただき、感謝いたします。ありがとうございました。

衆議院は解散しましたが、当然、内閣、行政は引き続いているわけですので、内閣府の大臣、副大臣、政務官はしっかりと仕事をすること、この規制・制度改革委員会も淡々、粛々と進め、結論を出していただきたいと思います。

本日のワーキンググループでは、前回までの事業者ヒアリング、そしてこれまでの閣議決定事項に関するフォローアップ調査並びに委員の皆様方からの御提案を踏まえまして、

今後、関係府省との協議を進めていくべき具体的な改革項目を整理しておりますので、これらについてご議論いただきたいと思っております。

また、本日は環境アセスメントの迅速化等に関するヒアリングを予定しておりますので、こちらにつきましても委員の皆様方の忌憚のない御意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○小村参事官 ありがとうございます。

なお、所用により、金谷委員は本日御欠席でございます。

それでは、議事に移らせていただきます。本日は、今、副大臣からもありましたように、関係府省からのヒアリングを行いたいと思っております。今後の進行につきましては、安念委員にお願いしたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○安念委員 それでは、議題1「環境アセスメントの迅速化等に関するフォローアップヒアリング」に入らせていただきます。両省の方には大変お待たせをいたしまして、申し訳ございませんでした。

まず、環境省、経済産業省より御説明をお願いしたいと存じます。

○環境省 環境省の環境影響評価課長の上杉と申します。

私から一括して説明をさせていただきます。資料1「『発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議』の設置について」という資料がございますが、最初に、環境アセスメント制度そのものは委員の皆様方はそれほど詳しくないかもしれませんので、簡単にどういうものかという流れを御説明したいと思っております。

この資料の一番後ろにフローチャートのようなものがございます。環境影響評価とは、規模の大きな開発事業について、事業者の人がいろいろな書類を作って公表して、例えば左側に住民と書いてございますけれども、住民の意見を聞きながら、環境対策に織り込んで、さらにそれに対して地方公共団体の意見、さらに経済産業大臣、環境大臣がございまして、国の意見、こういうものを反映しながら、事業者サイドの事業計画に環境配慮を組み込んでいくという制度になってございます。

大きく言いますと、一番上から、配慮書手続、2段目が方法書手続、そのちょっと下に準備書手続、評価書手続、最後に報告書手続ということで、段階を追って手続を進めていくという形になっています。

この中で特に大きなものが、例えば手続で言いますと方法書というのを作って、まずは住民の意見を聞くわけですがけれども、それに対して地方公共団体から意見が出て、国は経済産業大臣だけですけれども、方法書の審査をする。こういう書類を事業者が発表して、それをもとに様々な意見の反映をしていくという手続で大体構成されているということになっています。

一般的な環境影響評価法と発電所事業の場合は少し違っておりまして、環境影響評価法そのもので言いますと、国の関与があるのは実は評価書手続というところだけでござい

すけれども、発電所の場合は国の特に経済産業大臣が発電所事業を所管しているということと関与する部分が増えておりまして、方法書の審査というところと準備書の審査ということ、2段階で審査に関わっていて、評価書は審査ではなくて、これは修正、変更命令をかけることができるということで、ここは普通の評価書に比べると短い期間という形になっています。

この構造を前提にして今、我々で検討しておりますのは、例えば国が審査をする際に検討するわけですが、そこを運用上工夫することで短くすることができないかということを考えておりまして、これは地方公共団体と並行して進めるものですから、地方自治体との関係も出てくるという中身になってございます。これが大まかなアセスメント制度の流れでございまして、これをベースにしまして、今、我々で取り組んでおります迅速化に関する考え方ということで御説明したいと思います。

資料1の一番表の紙、9月25日付で環境省と経済産業省で連絡会議を設置したということとでございますけれども、これは今年の8月24日に細野前環境大臣が、例えば火力発電所でいいますと、環境アセスメント手続に従来3年ぐらいかけているということとでございますけれども、例えば火力発電所のリプレース、これは大変古くなったものを新たな設備に更新をするということとでございますが、こういうものについて環境上の効果が見込めるといってもございますので、例えば3年を1年強くらいまで期間を短縮できないかということ、再生可能エネルギーの関連では、風力発電所と地熱発電所が環境アセスメントの対象事業ということになっておりますけれども、これについても3年程度かかっているのが半減できないかというような発言をされております。

こういう方針をもとに、9月14日にまとめられました革新的エネルギー・環境戦略におきましても同様のことが位置付けられておりまして、迅速化に取り組むということとを政府として挙げてやっていこうということになっております。これをさらに受けまして、環境省と経済産業省の間で連絡会議を設けて具体的な内容について検討しようという合意が働いたところでございます。

例えばこの連絡会議につきまして、1枚めくっていただきまして3ページ目になりますけれども、開催経緯ということで第1回～第7回、大体週1回のペースで連絡会議をしておりまして、これまで例えば各事業者、火力発電所ですとか風力・地熱ということで関係する事業者からのヒアリングを行いまして、さらに関係する自治体からもヒアリングを行いました。それを踏まえまして、今、両省の間でどんな形で進めていくかということとを意見交換し、具体的な内容の検討を進めているという状態にございます。

検討の中身、1枚戻っていただきまして2ページ目の「4. 検討事項」というところでございます。(1)～(7)がこの連絡会議の検討事項ということにされておまして、1つ目が火力発電所リプレースの審査プロセス等における国、自治体、事業者の運用改善等による期間短縮ということでございまして、冒頭に御説明しました流れの中で、住民からの意見を踏まえて、まず自治体の意見を形成する。それが国に出されまして、国で審査

ざいますが、例えば環境省では今、環境情報を、例えばこの辺りでは風力発電所のポテンシャルが高そうなところで環境調査を行いまして、データをあらかじめこちらで整理をして提供するという形で、調査そのものを事業者のサイドでは少し省略してできるように、そういう仕組みが考えられないかということで予算上の措置を今年度からとっておりまして、ポテンシャルの高そうなところについて情報整備をしていくことに取り組んでいるところでございます。

(6)の火力発電所の新增設でございますけれども、これもリプレースは違っている部分がございますので、全く新たに設置をするということでもありますので、それまで何も無かったところに新たに環境汚染の物質等が出る可能性があるということで、ここも調査等の簡素化みたいなことはできないわけですが、一番上にあります審査のプロセスの短縮化については、リプレースでやっているようなことの応用編ができるのではないかとということで議論してございます。

今、この連絡会議で我々の方で議論している中身について簡単に御説明させていただきました。

「5. 今後の進め方」というところがございますように、9月下旬に設置されまして7回既に連絡会議を開催しておりまして、一応年内には具体的方策の内容について結論を出せるようにということで今検討を進めている最中でございます。

以上でございます。

○安念委員 よろしいですか。どうもありがとうございました。大変精力的に御検討いただいているということ伺いました。では、委員の方から何か御質問等ございませんか。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 この環境アセスメントの合理化に関しましては、当ワーキンググループの前身でありますグリーンイノベーションワーキンググループからもう既に4クール目と、ずっとテーマの中に入っておりまして、その間、私どもは事業者の方々にもいろいろな形でヒアリングをさせていただきました。今回も10月に複数の事業者さんに、環境アセスメントに関してどういう問題意識を持っているかということで意見をヒアリングさせていただいておりますが、その際に、特に火力発電所に関して、中でも石炭の火力発電所については従来とても厳しい制約が課せられていたということで、この中身に関しまして最も優れた技術、環境整備のものであるならば、リプレース、新設、増設についても検討を行ってもいいといったような指針が以前示されていたように存じておるのですけれども、その具体的な数値指針のようなものが示される可能性はございますか。

○環境省 例えば石炭火力だけに限らないのですけれども、特に火力発電所ということに関して見ますと、環境アセスメントの際に見ておりますのが、お話がございましたように、1つの観点の実行可能な最新の技術、最善の技術を使っているかどうかという観点に加えまして、例えば温暖化対策で見ますと、京都議定書の目標達成計画のような、国として全体を達成しなければいけないような計画がございますので、そういうものと整合性が図ら

れているかどうか。大きく言いますと、2つの観点が大きな評価の主題になってございます。そのうちの、いわゆる最新技術かどうかというものについて、何か例えば数値指針みたいなものがあるかということに関して言いますと、それは特に明確に示すようなものを持っているわけではございません。といいますのは、技術の場合、年々進歩するものでもございます。そういう意味で、どの時点でどのものがどうだということをごちらであらかじめ決めているわけではなくて、相談を受ける段階で、例えば技術開発がここまで来ていて、この発電所は何年後に設置するのでこういう技術を使ってやりたいということに関して審査をしているというのが実態でございます。

○安念委員 石炭火力発電所については、当委員会としても重大な関心を持っておりまして、火力発電所全体についての御検討というのはもちろん大変結構なことなのですが、これは燃種ごとにだけではないだろうけれども、特に燃種によって大きく観点というか審査の中身も変わってくるだろうと。これは素人でも当然そう思うわけですし、同じ火力であっても石炭、火力、重油とそれぞれ大きく技術体系が違っているわけですから、石炭についてはどうなのだという観点は当然報告書なり何なりの中に盛り込まれるのではなかろうかと楽しみにしているところなのですが、この点についてはいかがなのでしょう。

○環境省 現時点で連絡会議の中でやっている検討の中身としてどういうことかということで申しますと、もちろん、期間をまず短くしましょうということが最大の眼目となっております。その場合に特にリプレースの場合、大変先行き、見通しが立てやすい、同じ場所でもいいものに変えるということでもありますので、非常に理解しやすいものです。まずはこれを形としてすぐ見せられるようにした上で、これを応用すれば、例えば新增設の場合も同じように審査というのは短くできるのではないかとということで、基本的な考え方はそういうことで検討しております。

個別に石炭の場合をどう扱ったらいいのかということに関しましては、先ほど言いましたように、もちろん最新技術はどういうものがあるのかというようなものをそれぞれのところに持っておりますので、そういう情報は我々としてはもちろん収集をすることは可能にしておるわけですが、それだけではなくて、先ほど申しましたように、例えば国全体として温暖化対策をどのように進めるのかという観点で見たときに、リプレースの場合は比較的分かりやすいのは、今あるものの効率が良くなって、全体としては環境の負荷という面では減っていく可能性が大変あるものでございますけれども、新增設の場合についてはどこまでどういうふうに全体と整合するのかということについては、なかなか見方が難しいところでございます。

そういう意味で、今、基準をどうするかということについて明確な議論がされているわけではないという状況だという理解です。

○安念委員 そうしますと、それは京都議定書を最も上位法とする国全体のCO2あるいは環境対策というものは、個別の事業者にとっては左右できないものですから、個別の審査そのものとはまた別次元の話だと思うのですけれども、ベスト・アベイラブルなテクノロジー

一と考えると、どの時点でのそれなのかということは非常に重要な問題で、特に環境影響評価その他の行政周りの手続が長くなれば、3年とか5年たてばテクノロジーのほうが進歩してしまうので、どの段階でのテクノロジーであるのかということは明示しておく必要がありますね。これはどうなっているのですか。

○環境省 従来も同じように、もちろん、どの時点で最新のものかというのは、例えば事業者の方が計画をつくりますと、事業計画の中で一応こういう設備でやりたい、それについては過去からの例えば技術開発の動向を踏まえて、今、このぐらいのところに来ていますという説明を前提に我々としても話を聞いてきているということでございますので、そこについてはあまり変わらないことになると思います。

アセスメントの手続に入る段階云々ということはもちろんございますけれども、事業者サイドのお話を聞いている限りはそうではないかなと思いますのは、むしろいつから建設に入って、例えばアセスメントがあるなしにかかわらず、いろいろな準備を含めて何年後に建設に入りますと、その時点でどれぐらいの技術が、例えば目標としてこれぐらいのことをしたいと思っているということを含めて、事業者のサイドでこういうふうなものをやりたいという話があると思うのですけれども、そこについて個別に、それはそもそも可能かどうかという観点で事業者サイドの方も検討されているということだと思います。

○安念委員 なるほどね。他にいかがですか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 迅速化はもちろん非常に重要なことなのですが、一番効果の無い迅速化というのが、リプレース以外は全部ノーと言いますと恣意的に決めてしまうことです。こうすれば出た瞬間にノーと言うから早いのですというのだと、これは早くはなっているけれども、改善ではないわけです。もちろん、早くすることは重要なことなのは間違いなくて、努力してくださっているというのは理解できるのですが、それは非常に透明な形で、ある種の恣意性のない形でかつ合理的に処理されて早くすることが重要だと考えています。

そうすると、先ほどのある種恣意的な判断で、そのときのテクノロジーの状況はこうですとケース・バイ・ケースでこう言いますと言ったら、事業者にとっては、どういうことをすれば認められるのかが非常に分かりにくい状況であるわけです。不透明な状況であるわけで、そこも何とかして、そうすれば実質的に早くなるわけですから、基準が明らかにした上で合理的な形で早くして欲しいというのが社会の要請だと思います。

そうすると、例えばケース・バイ・ケースで考えます、技術の状況がその時点でどうなっているのか分かりませんというのは確かにもっともなのですが、そんなことを言い始めると、最終的にはリプレース以外の石炭火力発電所は結局全部認められないのかとかという不信感が生まれたり、あるいはベスト・アベイラブルと言われたりしたときに、IGCCかそれ以上ですと言われて、書類を出す前の段階で時間が掛かってしまうとかというような不信感を解消するような、もう少し分かりやすい指針にならないかという意図で先ほどから意見が出ていると思います。環境省さんの裁量だというのはよく分かりますけれども、

最も極端なケースだと、技術のことを十分に聞いて、本当にベストでないと駄目だというように、ある種見通しのないやり方をすると、技術開発が進まないほうが火力発電所を建てられると言うことになりかねません。技術開発が進んであと5年ぐらいでIGCCができそうだということになれば、では5年待つと言われるのだけれども、研究開発の手を抜いてとても無理ですと言う状況にすれば、今の技術でできるなどということになったら、環境省さんが目指すような技術開発にもマイナスになる可能性すらあるわけで。

だから、そういうところを、当面はこれでいいけれども、将来的にはこれにしてくれとかというようなことなら今言ったようなことは起きないわけですから、そういうような明確化をもう少し何とかならないのかと申し上げているのです。今までどおりだというのは御説明で分かりましたが、それは今までどおりでいいのかという問題意識もあります。いかがでしょうか。

○環境省 技術の進歩は、なかなかどう図るのが難しいところがあるのかもしれませんが。我々ももちろんそこは注意をして、動向といたしましょうか、どういうものがどういうレベルの段階にあってということについては、常に情報収集しないといけないと思っておりますし、そういう意味では、事業者サイドも実用化、いつの段階で我々としてはこういうのが可能でしょうという見通しを持ちながら恐らく全体的な事業計画になっているのではないかと思いますので、そこは何も無理なことをというわけではないのではないかなと思っております。

ただ、もう一つありますのは、リプレースと新增設、全く同じでないと書いておりますのは、何も新增設が全て駄目だと言っているということではなくて、全体としての国としての例えばCO2の場合は、場所とか事業者によらず国全体として見なければいけない目標的なものがあるという前提でしますと、そことどういうふうに整合を図るのかということについてある程度検討せざるを得ないという状況がございます。リプレースの場合は、今あるものよりは効率が良くなるという意味では比較的問題の少ないものという捉え方ができるわけですが、新增設の場合、全体としての位置づけということの関係である程度チェック、見ざるを得ない部分はあるのかなということだと考えております。

○安念委員 それはリプレースメントと新增設の場合が違う場合があり得るというのはごもっともなのですが、今、申し上げているのは、やはり業者の立場からすると、ある程度のスペックが決まっていないと、そもそも機器の発注のしようもないし、ビジネスモデルの組み立てようもない。何となくベスト・アベイラブル・テクノロジーで作ってくれと言われたのでは、そもそも相談の行きようがないということです。

つまり、少なくともここまでの環境性能は満たしてもらわないと困るということ、スペックとして特定していただかないと商売にはなりません。これは当然のことです。そこは環境省もまたいろいろ御言い分はおありになるだろうと思うけれども、その予見可能性がまるでないのではビジネスにはなりません。そこは何とかありませんか。

○環境省 特に石炭の場合は、CO2の排出、効率的にどうかという面で見ると大変成績がよくありません。いずれにしろ、全体に例えば他のLNGと比較して、そういう部分があるということを前提に我々としても考えざるを得ない部分があると思います。その上で、何がベスト・アベイラブル・テクノロジーかということについては、もちろん、現時点でどういものがこういう段階にありますという情報は片方ありますので、そういうことを無視しては全くないということでもあります。

○安念委員 ですから、私の申し上げているのは、事業者にとってそれで予測可能性があるかということ。つまり、そちらで今の段階、例えば火力であれば1キロワットアワー当たりどれだけのCO2を出すまでに抑えるのがベスト・アベイラブル・テクノロジーかというとても分かりやすい指標が仮にあったとしますね。それが各段階で公示されているのなら、事業者としては商売のやりようがあると思うのです。例えばの話として、そういうことは可能かということ。です。

○環境省 なかなか難しいなと思うのは、建設までも結構時間がかかってしまうということ。これはアセスメントの手續云々というのがあるがなかろうが、そういう意味では例えばどの段階のものを目標にした技術として導入しようとしているのかということについては、それなりに事業者も取組に対する姿勢も含めていろいろなパターンがあり得るということだと思います。

○安念委員 それは困ります。いろいろなパターンがあるから困るのです。これで行ってくださいと言われなければ、それは事業者としては資金の調達も何もできません。

○環境省 環境省として申し上げたいことは、そういう意味では環境面できちんとやっていただけるかどうかということがもちろんチェックのポイントになりますので、事業の予見可能性云々というよりも、そういう意味で環境的にきちんとやっているかどうかということ証明していただきたいということなのです。

○安念委員 ですから、何を証明しなければいけないかが分からなければ証明のしようがないではないですか。

○環境省 それは既に、例えばいろいろな技術開発というのは当然、そもそも発電所の建設をされている会社もそんなに世界で見てたくさんあるわけではありませぬので、その中でどのようにやっていけばいいのかということについては、ある程度、見通しというのが全く立たないわけではないのではないかと。

○安念委員 企業の技術屋は見通しを当然立てているわけです。例えばT社から持ってくる、H社から持ってくる、S社から持ってくるとカタログスペックはみんな持っている。そのどれでやれということかということは官庁で言ってもらわないと、どれもしようがないではないですか。

○環境省 例えば技術進歩というものもそういうことだと思ふのですけれども、そういうことだといいますのは、要するにこれでやれという型を決めてしまうのが本当にいいのかという議論があるのではないかと思います。

○安念委員 なぜなら、課長がもし事業者だったら、そのスペックを決めて最低限これを守って欲しいという基準を示してくれないと、ビジネスとしてやりようがないではないですか。

○環境省 それは火力発電所に限らず、例えば他の車にしても全部そうだと思うのですが、この機械でやりなさいということを行っているわけではございません。

○安念委員 当たり前です。そういうことを言っているのではなくて、スペックです。

○大上委員 性能ですね。少しよろしいですか。

○安念委員 もちろん、どうぞ。

○大上委員 確かに環境省として、極力環境に害しないと、あるいはCO2の排出という観点でいけば別の観点での議論もあるので、そこは総合的かつ裁量的に最終的には判断したいというロジックは確かに分からないでもないのですが、一方で、エネルギーがこれだけ足りない、あるいは発電単価が高騰していて、毎四半期ごとに1兆円近くの輸入をしてという現実がある中で、安価な電力を大量に供給する義務というようなことも一方で国はあるわけですね。

そういう観点で、総合的な判断として、環境省の言い分もあり、でも、この場合にはこういう判断を下すというようなことをある程度ビジネスとして予見できるような形で今回のガイドラインの中で性能目標を示すという形もやり方の一つでしょうし、あるいはこの判断を最終的に経済産業大臣が主体的になってやるというような判断の下し方をするのだということも考え方としてはあり得ると思うのですが、そういった観点についての議論というのは、経済産業省の方に是非伺いたいのですが、今、どのようにお考えになられているのですか。

○経済産業省 経済産業省でアセスメント関係の省内取りまとめをしております環境指導室の實國と申します。

今、委員の皆様から御指摘のあった点については、実は我々、環境省と一緒にしている連絡会議の中で、事業者の方々からヒアリングをしております。その中でもそういうお話は当然出てきております。あとは、物事のさばき方、対処の仕方の順番ということで、今、環境省の上杉課長から申し上げたのは、まずもともと細野前環境大臣がまずリプレース、風力・地熱とおっしゃられた順番もあるので、それに沿ってやってみましょうと。当然、我々としても、事業者の皆様から、今、委員の方々がおっしゃられたことも含めて、そういう御指摘、御意見があるのは分かっております。

したがって、順番としては、当然、今、検討している順のプロセスの中にその話は入っていると思いますし、そういう順番でやるのですけれども、順番としてはリプレースと風力・地熱を優先して検討を両省でしているという状況でございます。

○安念委員 他にいかがですか。

○伊藤委員 実行可能な最善な技術という御説明がございました。これをどのように設定するかによって、事業者の判断というのはすごく容易になるのです。例えば実行可能な最

善の技術というのは、例えば現在運転中あるいは建設中で既に事業化が進められている発電設備の最善なものを基準とするといったような基準が設けられれば、事業者として極めて迅速に判断することができる。

ところが、それが立ち上がるまでに、その間に新しい設備ができ上がって抜かれてしまったと。では、駄目なのだとと言われて、目標の基準がふらふら振れると事業者としては全く判断することができなくなってしまいます。

例えば実行可能な最善の技術の中に、実証試験に入ろうとしているIGCCが含まれてしまうと、ハードルが一気に上がってしまうのです。USCで判断するのであるならば、これは十分に知見がございますから、十分にこのレベルのものをつくればいいという判断を行うことが容易になります。事業者にとって望ましい判断、望ましい指針というのは、現時点で判断できるかどうかということなのです。その判断が変わるような指針が示された、あるいはその中身をそのたびごとに議論しましょうという話になったら、指針にも何もなくなってしまいますのです。この点を是非お示しいただきたいということが1点です。

国の目標との整合性の中で、先ほど上杉課長のお話の中で、石炭の新設は基本的に駄目に近いニュアンスのようなお話をいただいたように思います。天然ガスに比べて劣っているとといったようなお話。これは例えば技術の進化という点で考えるならば、CCS、炭酸ガスの回収貯留化の技術がもし実用化されたら、天然ガス火力よりも石炭火力のほうが環境性能は優れているのです。

これは御存じだと思いますが、ガス火力の場合には、発電時に水分が発生しますので、これがCO2回収の邪魔をします。これは既に実験その他で明らかになっております。日本では残念ながら、貯留する場所その他の制約がありますので難しいと言われておりますが、海外であるならば、すぐにでもそれが実用化できる可能性のある地点というのは複数ございますので、石炭、特に火力発電の技術については、各分野で日本が世界の最先端を走っているという事実がございますので、あくまで地球環境の改善にということであるならば、日本国内で素晴らしい技術を実現し、それを世界に広めていくといったような観点で検討を行っていく必要があるのではないかと考えています。

石炭については、少なくとも現在、運転されている火力発電設備で世界レベルの設備はどこにあるのかといたら日本にあり、そしてそれをつくっているのが日本のメーカーで、日本の企業が運用しているという事実がございます。

再生可能エネルギーを除くと、世界の発電所の建設計画の7割以上は石炭火力であるという事実があるのです。だから、これを最初からオプションから外すような議論はできるだけ避けないといけないのではないかと。エネルギーのケースですと、供給安定性の確保、経済性、これを環境性と同じように評価していく必要があると思いますので、将来の技術進歩等々を考慮するのであるならば、私は石炭火力についても建設可能な要件、新設可能な要件をできるだけ明確な形で示すということが必要なのではないかとと思いますが、いかがでございましょうか。

○環境省 個別の技術について云々は適切ではないかもしれませんが、IGCCについて言えば、勿来で実証化試験はほぼ終わって、今度商用化をするという話になっていることをございますけれども、それが実際に他の個別発電事業者の方で具体的に提供できるかどうかというのはおそらくそれぞれの検討が必要だろうということだと思いますけれども、そういう意味で、個別に今どういうレベルにあってというのはきちんと見ていかなければいけないだろうと思います。

CCSの場合は、まだまだいつ本当に実用化できるかというのが必ずしも見通しが立っているわけではないと思いますので、ただ、将来的に重要な要素になり得るとするのは御指摘のとおりだと思いますので、これをどう組み合わせられるかということについては、我々としてももちろん注目をしているところではございますけれども、現段階でいうと、なかなかまだ組み込んでどうかということまでには行っていないかなという感じがしております。

革新的エネルギー・環境戦略の中でも、原発の比率をどうするかという話ではなくて、そもそも人口が日本としてどんどん減っていく状況でもございまして、そういう意味でエネルギー需要自体も必ずしもずっと伸びていくわけではないという前提になっておりますし、その中で電源構成をどうしていくのかという議論も当然いろいろあり得ることだと思いますので、必ずしも石炭をものすごく伸ばすのを前提にしているわけではないのではないかなというのが我々の基本的な考え方なのですけれども、そういう中でどういう形で電源、火力発電所ができてくるのがいいのかというのは、もちろん、個々のチェックプラス我々としてはそういう全体としての国としての計画との整合性と合わせてということは、環境面で見ますと、個別の事業だけで見られないところがあるのではないかなという感じがしております。

○伊藤委員 例えばリプレースについては、先ほどのお話を総合すると認められる可能性があるといったような認識をしたのですが、実はこちらの会合の中で議論したのですが、リプレースはオーケーだと、新設については待った、石炭については好ましくないですよというお話にすると、実は既得権益の発生が起り得る可能性があるのです。

石炭火力発電所を持っているのは、大半が一般電気事業者であるという事実があります。以前から石炭を製造工程で使っていた一部の事業者もそういう会社なのですが、そういう事業者は効率的なユニットに置き換えるということによって、石炭火力発電所のリプレースによっては、例えば増出力なども可能になるケースがあったとした場合に、新規の事業者が石炭火力を作れないという事態になってくると、明らかな不公平が出てしまう可能性があります。

もちろん、環境枠の譲受等々を可能にすれば状況は変わるかもしれませんが、リプレースは検討しますが、新設、増設は検討の対象にならないという議論は、是非避けるような形で環境アセスメントの指針についてもお考えいただきたいというのが私の意見でございます。

○安念委員 それは当委員会の意見です。全くそのとおりです。そもそも環境にいいのはリプレースだからいいのではなくて、新しい効率のいい機器だからいいわけです。リプレースであろうが、新增設であろうがその点は同じなので、既得権益が生ずるのは非常に困るのはそのとおりです。

他はいかがですか。大上委員、どうぞ。

○大上委員 先ほどの繰り返しになるのですが、総合的な判断が必要だということを繰り返しおっしゃられておられる。ただ、総合的な判断の基準が、3.11の前と後で現状においては、より経済性ですとかエネルギーの安全保障ですとか、そういった分野にシフトしていく。あるいは電力、エネルギーマーケットそのものをより競争的な環境にしていかなければいけない、そういうふう大きくシフトしていると考えます。そういったシフトしているという状況を踏まえて、判断のやり方なり基準の設定の仕方なりということを是非今回の機会に再検討いただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○安念委員 よろしいですか。いろいろお忙しい中、他にもいっぱいやらなければいけないことがあるのに、これについてなされるのは大変だし、全ての問題について全部2カ月、3カ月の間にやれとなるとできるはずはないのは重々承知の上なのですが、それについてもとりわけ石炭火力については、もう少しスペックを明らかにして、何とか事業者が少なくともそろばんがはじけるというような絵を出してくださるのだろうと大変楽しみにしておりましたので、はっきり言ってがっかりしました。また頑張ってください。

当面、とりあえずの取りまとめみたいなものは、そう遠くないうちになされるわけですね。

○経済産業省 できる限り出せるものの形に早めにまとめたいとは思っております。

○安念委員 まとめるのを公表する前に、誠に申し訳ないのですが、当委員会の事務局までお知らせいただけませんか。

○経済産業省 それは内容がまとまれば、その後にお知らせすることは可能です。

○安念委員 是非それでお願いいたします。できるだけ早い段階でお知らせいただくとありがたいなと思っておりますので、どうぞその点は御協力をいただきたいと存じます。よろしいですか。

大上委員どうぞ。

○大上委員 火力発電所の話題以外の話題で1個あるのですが、例えばアセスメントをする場合の場所、工業地帯に新たに発電所を新設するのは、風力でも火力でも、そういうことをする場合と、それ以外の場所にもものを作る場合との比重というのは考え方も含めて少し違いがあってもいいのではないかなと思います。あるいはもちろん、もう少し進めればゾーニングのような考え方で、あらかじめこういう適地にはこういう考え方でアセスメントの考え方を入っていく余地はあるのではないかと思うのですが、今回、その検討の中ではそういった議論というのはされておりますか。

○安念委員 どうでしょうか。

○環境省 もともとこのアセスメントを進めるに当たって、どういう項目で調査をしましょうかというのが一番ベースになるわけですが、それについては方法書と言っているのが、正にこういう場所であれば工業専用地域で造成されてしまっているの、新たに造成するのと比べればこういう調査は要らないのではないかというのは、その方法書の中で検討して、これを省きますということはもともと可能なシステムになっております。

ただ、工業専用地域と言っても、例えば境界のすぐそばに住宅地があり得るということからしますと、場所によって、つまり、どこにどう建てるのかとか、それが周辺の工業専用地域のすぐ外が住宅地になったりすることもあり得るとというのがそれぞれの場所の状況によって違いますので、むしろ事業者もそこは意識していただいて、あまり問題ない場所でがっちりやる必要性は当然ないというのが我々の発想というか、そういう制度になっているということだと思います。分かりにくい点があれば、こういうケースであればもう少し省略していいのではないかを示すことは十分可能だとは思いますが。

○大上委員 例えば工業専用地域であれば、生き物に関する調査というのは基本的にはしなくてもいいのではないかと、それくらいの割り切りは考えられますか。

○環境省 残念ながら、工業専用地域であっても、生き物は、典型的なのは鳥なのですが、今の東京湾岸でいろいろな工場地帯であっても、貴重な鳥が飛んできたりすることは当然あります。一律言うことは大変難しく、それは現場がどうかというのをしっかり逆に押さえておいていただければ、問題がなければやらなくていいということにはなるのだと思いますけれども、そういう意味では一律的に工業専用地域だから全くしないということにはなかなかしにくいという現状でございます。

○安念委員 日本の都市計画は、融通無碍といえれば融通無碍で、なかなか見ただけでは工専なのか何なのかよく分からないですね。そういう難しさは確かにあるでしょう。他にいかがでしょうか。

事務局、どうぞ。

○小村参事官 事務局から恐縮ですけれども、風力発電の事業者からのヒアリングの際に、先ほど課長のお言葉の中にも聞こえたようには思ったのですが、審査手続が今までですと前に置かれたものの後に手続が重複して始まらないという部分についての問題意識をかなり強く言われていまして、私どもも先だつての閣議決定の際にはいろいろお話しさせていただきましたが、基本的に各省において取り組まれている審査の期間を運用上の工夫によって短縮するというお話ではあったのですが、幾つもの手続を並行して審査する、並行審査という言葉がいいかどうかというのはありますが、重ねて複数の審査や手続を進めていくという部分について、非常に有効な手法であり、かつ手続の短縮には効果的であると事業者からも御要望いただいているのですけれども、この点についての取組状況をお答えいただければと思います。

○環境省 正確に質問の趣旨が取れているかどうか分からないのですけれども、正に審査のプロセスで言えば、国と地方自治体というのが同時並行でどこまでできるかという議論

だと思っておりますけれども、ただ、法律上、知事の見解が出た後、経済産業大臣で勧告するという部分は制度的に担保されているので、そこを守れば後は努力次第で、できるだけもらったら早めに出すという、そこは運用上工夫をしようという話をしている最中ですので、割と並行的には工夫はし得るということだと思います。

○安念委員　そこも重要な点ですね。他はいかがでしょうか。

大体いつごろをめどに取りまとめとお考えですか。

○経済産業省　一応最終的な取りまとめというのは資料にもございますが、「年内に具体的な方策の内容について結論を得る」です。ただ、これは実は今日お配りしている資料にはないのですけれども、我々がホームページに出した連絡会議の運営に関する文書の中に、リプレースとか風力・地熱のアセスメントの簡素化、迅速化とか、これらを踏まえた火力の新增設については、年内をめどにできる限り前倒しして成案を得て公表するということを載せています。できる限り、前倒しというところで我々は何が前倒しできるか、正に事務局で詰めているところでございます。

○安念委員　分かりました。ありがとうございます。

それでは、当委員会としては多大な関心を持って両省の作業を拝見しておりますので、事務局から勉強方々随時どのような議論の塩梅になっているかを伺うことがあろうと存じますので、そのときにはまたその旨御教示を賜りたいと思います。

まとまってからなどとおっしゃらないで、その都度できるだけお教えをいただきたいということでございますので、どうぞよろしく御協力をいただきたいと存じます。どうも今日はありがとうございました。

(説明者退室)

○安念委員　では、議題2「委員提案について」です。資料2、グリーンワーキンググループ検討項目委員提案一覧を御覧ください。初回ワーキングにてお願いしておりました委員提案につきましては、表紙に御提案いただいた委員名、規制改革事項、ページ番号を目次としてまとめてありますので、伊東委員より順番にお一人1～2分で御提案のポイントを簡単に御説明いただいて、もし御質問があればその場で受けていただきたいと思います。まずは、伊東千秋委員からお願いします。

○伊東委員　伊東でございます。

この中では議論にならなかったのですが、地中熱の利用というのがあります。私どもは実は長野の工場で5,000平方メートルのクリーンルームを温度コントロールするのに実際に地中熱を採用しました。風力や太陽熱よりも大変投資効果が高く、年間50キロリットルぐらいの原油の燃料が節約できまして、なおかつ、御案内のようにこれは24時間、365日、全くフラットな熱利用ができますので大変効果があると思っております。当社の事例ではここに書いてありますオープンループではなくて、地中にパイプを差し込みまして冷媒によって熱交換するようなことをやっております。2011年現在の日本でこういうことをやっている箇所が1,000カ所ぐらいあるらしいのですけれども、約8割がそういうクローズドル

ープです。これをもしオープンループにしますと、費用が大体半分で済みますので、さらに効果が高いと思われますが、その中で環境省の地中熱利用に当たってのガイドラインや、地下水揚水に関する規制というのがあるのですが、これについて、もちろん問題が発生するようなことはいけないのですけれども、そうならない範囲内において緩和等していただければと考えております。電力ではないのですけれども、熱利用の上でさらに日本の取組が進むのではないかと考えております。

2項目目は、今年の2月か3月に、環境省がガイドラインを出されているのですけれども、これをもっと世の中に周知徹底されれば、さらに利用が拡大できるのではないかとこの提案です。以上、そうしたことを提案として今回申し上げます。

○安念委員 すみません、地中熱とはそもそも何ですか。

○伊東委員 例えば長野工場ですと、地下30メートルに流れております地下水の温度が16～18℃です。一般的には、これは夏には冷房に使えますし、冬には暖房に使えます。

○安念委員 そのままですか。

○伊東委員 そうです。

○安念委員 熱交換をしないのですか。

○伊東委員 熱交換を今はしているのです。クローズドですから。

○安念委員 冷熱として使われてしまうということですか。

○伊東委員 地下にパイプを差し込みまして、冷媒を通して熱交換しているのですけれども、一般的には、夏の場合には16℃の温度が冷房に使えますし、冬の場合はそれが暖房に使える。クリーンルームというのは24時間一定の温度でないといけません、5,000平方メートルというクリーンルームを地中熱を利用しつつ温度コントロールすることが実際にできております。

○安念委員 最大の問題は、地下水をくみ上げるというところで発生するということですか。

○伊東委員 そうではなくて、今は地下水をくみ上げていないのですけれども、もし地下水をくみ上げて後に戻すとかということも含めて使えば、つまりやり方を変えれば、設備の投入費用が半分になります。もっと普及するでしょうということを申し上げた次第です。

○安念委員 分かりました。そんなものがあるのを知りませんでした。知らないことばかりです。これは地下水だから、深いところの地下水というのは温度が非常に安定しているのですね。どこまでですか。

○伊東委員 採熱管にもよりますが、30メートルでも大丈夫です。

○安念委員 ありがとうございます。また戻っていただいても結構です。

では、その次は伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 3つ提案をさせていただきます。

1つ目は、環境アセスメントに関わる地方自治体の独自基準の見直しに関する提案でございます。火力発電所の建設時における環境影響評価の基準値というのが、国の基準は11

万2,500キロワット以上と定められているのですが、地方自治体でこれと異なった基準を設定しているケースが実は相当数ございます。最も小さなケースですと、2万キロワットという小規模な発電設備まで規制されているケースがございまして、これが発電所の新設だけではなくてリプレースの制約になっているケースもございます。リプレースの基準というのは昔からこういう基準ではなくて、どちらかという過去二十何年というのは基準がどんどん厳しくなる方向に見直されていきましたので、設備の新設時には国の基準並みであったものが、リプレースしようとしたら、今度はこの基準にかかってしまってリプレースがすぐに行えないという問題な話も出てきております。

基本的にこれらについては、効率的な発電設備の建設の促進でありますとか省エネ、省CO₂、NO_x、SO_xの低減といったような効果が期待できますので、できれば国の基準に統一するなり、基準の緩和見直しを進める方向で見直しを図ることができないかという提案でございまして。

2つ目の提案は、震災時に明らかになった問題でありまして、その後、同様の施設が全国に相当数あるということが確認されたために見直しを進めていただきたいという提案をさせていただいているものです。

これは非常用のガスタービン・ガス機関・ディーゼル機関等による発電設備に関しましては、災害発生時においても窒素酸化物等の排出規制の対象外になっているケースがあります。

ところが、常用と非常用を使い分けるような設備が全国には相当数ございます。常用の設備でございまして、非常時に仮に立ち上げて使うにしても、これが窒素酸化物の排出基準に引っかかるということで、本来ならば発電設備として使えるものが震災時に相当数使えなかったという事例があります。これについても、非常時に使われる際においては、大気汚染防止法の規制対象外とするように見直しを図ることによって、緊急時、非常時における電力の供給力を相当数増やすことができる。あるいは常用、非常用兼用の発電設備の設置を促すことによって、将来の非常時対応が進むといったようなメリットが見込めますので、これについても見直しを検討できないかという御提案をさせていただいたということでございます。

3つ目でございますけれども、これは土壤汚染対策法に基づきます話なのですが、これは実はお気付きの方は多いと思うのですが、特に土壤処理方法についてはどんどん規制が厳しくなっていて、一部の基準においては、もともと自然界に存在している基準より厳しい基準が設定されてしまっているケースが出てきているのです。これが特に地下を掘り返して工事を行うような設備の建設計画の妨げになっているケースがあるということでございます。

具体的には、都市ガス業界から強い要請が寄せられておりまして、当たり前ですが、都市ガスのパイプラインネットワークを全国に張り巡らせますと、多くの地域において使えるようにしましょうというのは国の基本政策の中にも既に盛り込まれていると理解してい

るのですが、実はこれが制約要因となって、結果的に高い重金属等の土壌が確認された地域を迂回しなくてはいけなくなってしまったケースが実は複数出てきているということなのです。自然界に存在している重金属の基準値については、少なくとも、もともとそれが自然由来のものであるならば、これは土壌汚染対策法の基準から外すなり何なり、通達でも構わないのですけれども、このような基準の見直しを行っていただきたいというのが3つ目の提案です。

以上でございます。

○安念委員 ありがとうございます。何か御指摘いただくことはございませんか。

最初の2万キロワットというのはどこから出てきた数字ですか。

○伊藤委員 複数の自治体でこういう数字があります。大阪の堺などがそうだと思います。調べれば出てくるのですが、すみません、今日は資料を忘れてしまったので。

○安念委員 いいですけども、何か根拠があって言っているのかなと。

○伊藤委員 全くないと思います。

○安念委員 しかし、小水力発電とまで小さくはないけれども、2万キロワットは小水力にちょっと毛が生えた程度の出力しかないのに。

○大上委員 工場などはいっぱい入っていそうですね。

○安念委員 あるのではないですか。分かりました。

2番目は非常時にはということですね。

○伊藤委員 そうです。

○安念委員 これは兼用のものが非常時でも常用のときと同じだと、確かに非発兼用が進まないインセンティブになってしまいますね。

○伊藤委員 そうですね。

○安念委員 最後の土対法はどこの業界も困っておられる話だけれども、どういうところが攻め口かな。平成22年の改正というもので突然出てきたのですね。

○伊藤委員 そうです。

○安念委員 分かりました。どうもありがとうございます。

その次は大上委員、お願いします。

○大上委員 私は1つだけでして、しかも非常に各論ではありますけれども、高速道路等のサービスエリアで、結局一つの需要場所というところが上下線分かれてどうも含めてなっているようなケースがある。そのときに、そこに自動車専用の急速充電器を設置するに当たって、低圧の引き込み線を作りたいときに、一つの需要場所に一つしか急速充電設備が設置できないというような制約条件に引き込み線の特例がなっているのですが、これは上り、下り、二つある場合は当然考えていただくと分かるように、2引き込み線を持って二つの急速充電設備をつくる必要があるので、これについても特例的に上下線それぞれに引き込めるような緩和をしていただきたいというような提案でございます。

○松村委員 これはもともとサービスエリアの上下線合わせて低圧で契約されているということですか。

○大上委員 高圧で契約しているようなケースだと思います。そこに低圧の引き込み線、要するに高圧の余力で賄えればいいのでしょうけれども、たまたま余力がないと、あるいは分電盤の端子が足りないというようなときに、低圧の線を引きこんで急速充電器を設置できるようにしてはどうか。それが本来の平成23年4月8日の電気事業法施行規則で一の需要場所の特例で認めた趣旨だと理解しておりますが、上下線に分かれていて一の需要場所になっているような場合についても、同様に上下線それぞれに措置ができるようにしてはいかがかと。

○安念委員 いかがですか。

○松村委員 調べていただきたいのですが、典型的な例として低圧で受電しているコンビニのようなところが急速充電器をつけると高圧契約になってしまう。高圧になるといろいろなコストが掛かってしまうので、これは別にしてはくれないかと、こういうことを典型例として特例ができたのだと思います。したがって、もとが高圧で、低圧の二重引込みというのは、1個なら今でも許されているのかどうかということを確認していただきたいのです。もしそうなら、高速道路のところの二つにというのになるのですが、もし、元々の規制緩和が低圧の契約しか念頭に置いていないなら、そちらも突破しなければいけないので。

○小村参事官 実際には、10月下旬に特例を使って、高圧に追加して低圧を引いた実例が関東近辺のサービスエリアでございまして、中身とすればそういう余力がない場合へのもう一つの対応です。

○松村委員 ありがとうございます。

○安念委員 よろしいですか。これはいいのだけれども、なぜ高速道路に限定した話になるのだと言われると、どこかに高速道路の回し者がいるのではないかという痛くもない腹を探られる。ところが、一般化してしまうと、原理原則に触れてしまって、それもまた痛し痒しになりそうです。

○大上委員 それで一応、高速道路等ではと。

○安念委員 「等」で行きますか。分かりました。

これは今、松村委員がおっしゃったこともあるけれども、制度をよく調べてみて、どこにどういうネックがあるのか整理した方がよさそうですね。理屈としてはおかしくはないように思うのです。

では、その次、金谷委員はご欠席なのですが、説明はよろしいですか。

○小村参事官 事務局から御説明します。7ページ目でございます。家庭用のコージェネの有効活用を前提にしたネットメータリング制度の創設ということで、購入電力と価格等価での売電・メーターの逆回しといった制度を創設してはどうかというのが7ページ目の問題意識でございます。

8 ページ目、CO2削減対策の算定量の話になります。これも恐らくはコージェネの活用というものを念頭に置かれているのだと全体的な文章で拝察いたしますけれども、それについては排出量の差分で評価されていますが、その際、電力からコージェネに切り替えた際に、電力が全電源平均で恐らく排出量の算出をされていて、この御趣旨というのは、恐らく調整電源としては旧来の古い火力等がコージェネに置き換わるという事態がその算出方法の中でなかなか勘案されないということを御指摘されているのではないかと思います。そういった形で、そういう係数の算出についての算定方法を見直してはどうかという問題意識でございます。

9 ページ目がコージェネの話かと思いますが、中小規模の分散電源をさらに用いるべく、一般電気事業者がそれらを入札していく制度を創設してはどうかというお話かと思いますが。

10 ページ目、発電所の設置に係る環境影響評価の基準の統一ということで、先ほどお話があったものと問題意識については同じかと思っております。

11 ページ目、こちらはコージェネ設置の際に従来の建築物の規制の中でいっぱい建っているもの等について、それらを分散型電源の設置促進という観点から、適合しなければいけないという部分の緩和をしていただきたいというものかと思っております。

12 ページ目につきましては、ヒートアイランドの対策として大綱が定められていますけれども、法令などによるもう一步踏み込んだ措置というものを対策として行ってはどうか。具体的に、公共性やビルの規模等々から非常に優先順位が高いものについて、それぞれ期待効果の高い建築手法等について評価の仕組みを設けて、よりそれらが普及していくというような制度創設を行ってはどうかというものでございます。

それと同じ問題意識で13 ページかと思っております。ヒートアイランド対策に有効な製品や工法、システムの性能評価方法の基準を創出すべきという以上の内容でございます。

○安念委員 ありがとうございます。私にはよく分かりませんが、御質問や御意見があたりでしたら。大上委員、どうぞ。

○大上委員 7 ページのネットメータリング制度の創設というのは、確か前回に、この議論になって、これは継続審議という形で前は引き取られたという理解なのですが、今回、そういう意味では、もう一度出すというのは非常にいいと思うのですが、そもそもの事務局からの案件から入っていなかった理由というのは何なのでしょうか。こちらにも入っていたのですか。

○小村参事官 過去のという意味ですね。

○大上委員 そうです。

○小村参事官 本日リストの中には委員提案のものも含めて広く記載させていただいております。資料4の57番に記載をさせていただいております。

○大上委員 抽出母体として委員提案だけ黒丸がついているというのはなぜなのだろうという素朴な疑問です。

○事務局 夏場に事務局でヒアリングをしまして、その中でも複数の事業者からこのような要望が出ていましたが、委員提案となって出てきたものについては、事務局の丸ポチを消して委員提案のほうに丸を移しているという事務的な理由で付いていないということです。

○安念委員 それは我々に花を持たせてくれたのです。

○大上委員 単純に黒丸が少しでも多いほうが何となく圧力が増すのかなと思ったので。

○安念委員 なるほど。重複してあった方がということですね。それは1つの考え方です。

○大上委員 重複しているのも結構あるので、そういう意味です。これは是非とも今回はきっちり押し、取りたいですね。

○安念委員 しかし、ネットメータリングは思想的には大転換でしょう。どこでやっているのですか。

○松村委員 経済産業省の審議会ですって言うているのです。例えば基本問題委員会とか、そういうようなレベルも含めてずって言うているのですが、すごくガードが堅いです。かなり難しいと思いますけれども、出すべきだと思います。

○安念委員 そうですね。要するに、これはユーザーが電気をもらう一方ではなくて出し入れ両方、双方向ありという基本思想なわけでしょう。

○松村委員 そうですね。

○安念委員 今のやり方が大転換ですね。ほとんど革命的と言っていいぐらいの違いだから、それは抵抗が大きいでしょうね。でも、ぶち上げておくにはいいのではありませんか。やがて世の中はそのようになるのでしょうか。

他に何か御指摘いただくことはございませんでしょうか。それでは、別に後で戻っていただいて構いませんので。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 排出係数なのですけれども。

○安念委員 何番目でしたか。何ページですか。

○松村委員 金谷委員の2番目の8ページです。これは長年ガス業界の方が言っていることなので、これはこれで理はあるのですが、全電源平均を使っているのもそれなりに理があり、なおかつ、いろいろなところで整理されていて、こういう文脈でこれを使うのが正しいとか、こういう文脈でこれを使うのが正しいということは大分いろいろなところで整理されていて、これが唯一正しい解だということでこれでやるべしというのでここで押せるような性格のものなのかどうかは難しいような気がするのです。

○安念委員 これは排出原単位の話ですね。長い間争点となっています。

○松村委員 はい。そういうことです。

○安念委員 どうしましょう。これは専門家の御意見を聞きたい。

○伊藤委員 私もこれはここで扱うのは難しいと思います。発電設備の事業計画から考えると、正に全電源でする方がより好ましいですし、ごく短期間で考えると、代替というの

が、いわゆる火力の代替というケースが大きいので、時間軸の取り方によって、どちらを使うかの意味合いが全く異なってくるのです。松村委員おっしゃるとおりで、もうずっと前から議論しているお話で、ガス業界、自家発電関係の方からこれを何とかして欲しいという要請が来て、こういう考え方があるのだということで、ある意味で措置されているわけですから、これをここでこうすべきだと提案するのは難しいような印象があります。

○安念委員 他の委員の皆様、いかがですか。

それは代替エネルギーを考えておられる方はマージナル電源の排出原単位にして欲しいと考えるのは、大きい数字になるのですから当たり前です。少し考えましょう。とにかくここはペンディングにしましょう。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 あえて言うなら、震災を経て大きく構造が変わっているわけだから、この考え方ももう一度きちんと整理すべしというような提案なら。

○安念委員 特に時間軸の考え方を念頭に置いて問題を再整理すべきである。それはそれで確かにそうです。こういうときにはこの原単位、このときにはこの原単位ともうそろそろ整理しましょうということなら別に誰も文句はないはずですね。分かりました。では、そういうことで一応ここでは整理しておいて、また金谷委員の御意見を伺ってみましょう。どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、議題3の「規制・制度改革の検討項目（案）について」に移らせていただきます。

小村参事官からお願いします。

○小村参事官 議題3でございますけれども、資料としては資料3と資料4をお付けしています。各事業者の要望で可能性のあるものについてはかなり広めに整理をさせていただいて載せています。場合によっては、府省でこれはすぐにできるとか、非常に大きな問題であって困難であるというような御回答があり得るものも含めて整理させていただいておりますので、本日も議論していただいた後、資料3を公開させていただいた上で、この方向性でどうでしょうという話を府省に一旦投げさせていただいて、返ってきた回答と共に改めて整理したいと考えております。

この一覧表は、第2回目と第3回目のワーキングにおける事業者のヒアリングと本日御説明いただきました委員提案と、さらに国民の声、事務局にて若干ヒアリングを行ったものを載せております。その中身を分類、整理したものになります。あくまでも現時点では要望一覧ということでありまして、必ずしもこれらを全て進めていきたいと思いますという段階ではないと思いますが、一旦府省のほうの御回答もいただきまして、その上でまた整理させていただければと思っています。

後日、これらについてはこの後の検討をどうしていくのかというのは前回同様でございますけれども、委員方からの御意見も府省回答を経てお願いしたいということでもあります。

御要望の内容ですけれども、私から多岐に、あるいは多数の項目になるのですが、代表的なところを御紹介申し上げます。資料4で御説明させていただきます。

1、2、3、4番目まではワーキンググループでのヒアリングです。それぞれいただいたものについて、その中でももちろん賛否について幾らか御意見もあったことは重々承知しておりますが、一度形にして府省の御意見を聞いてみようということで考えております。基本的に、かなり抽象的で、具体的な問題点が分かりにくいなというものは幾らか捨象させていただいているものもございます。

5番目につきましては、事務局ヒアリングということでございまして、これは屋根貸しに際しての登記の制度創設というような話を承っているところでございます。かなり大きな問題かとは思いますが、御意向としていただいております。

6、7、8、9、10、11、12、13番目と、ここまでにつきましてはワーキンググループのヒアリングでいただいているそれぞれの地熱、風力、小水力等についての御意見、御要望でございます。

14、15番目ということで、慣行水利権に関するお話を幾つか載せさせていただいております。慣行水利権につきましては、今、どちらかと言いますと、事業者というよりも地域のエネルギーということで都道府県がかなり中心になっていろいろな問題を取り扱っております。私どもは複数の県からこういう御要望をいただいております。それを載せさせていただいているということでもあります。

あと16、17、18、19番目がございまして、20、21番目についても主任技術者関係でございますが、事務局内でヒアリングしたものでございます。

系統のもので幾つか24、25、26番番目というようなもの。

○安念委員 途中で割り込んで申し訳ありません。18、19番目は由来が書いていないのですが、これはどういうことですか。

○小村参事官 両方とも事務局ヒアリングです。

○安念委員 これも県なのですか。

○小村参事官 はい。県です。

○安念委員 ありがとうございます。

○小村参事官 26番目、非常にたくさんの省が入ってございますけれども、補助金適化法の関係はこれまでも何度か取り組んでいただいておりますが、前回かなり進みまして、屋根貸しの関係で公共施設の屋根の取扱いというところ、もしかしたら従来の解釈でいけるのだということかも分かりませんが、ここについて進める観点からはっきりさせたいという御意見がありまして入れております。

あと28、29番目というのはアセスメントの細かなところでございますけれども、29番目は先ほど大上委員からもお話がありました、例えば臨海工業地域のような箇所での生態系の調査について幾らかの簡略ができないかというようなゾーニングとの関係での問題意識を入れさせていただいているということでもあります。

33番目等は条例アセスメント対応ということで、先ほど2万キロワットというのがございましたけれども、一部の県では1,500キロワット以上というものもありまして、風力と言いますと今ほとんど風力1基当たり2,000キロワットでございますので、風力1基も建つときには手続が要するというようなところもあるということでございます。

あと、ワーキンググループでのもの、事務局でのものということで、比較的定性的なものが並んでおるかと思えます。

アセスメントが38番目までで、39番目以降が卸とか発電そのものの話とかいろいろシステム絡みも含んだ問題意識でありまして、それぞれワーキンググループで出た、新電力等からお話もあったものを中心に入れさせていただいております。マンション高圧受電のような新業態に関するもの等々も入れさせていただいているということです。

53番目以降が今日のお話にもございましたけれども、分散電源としてのコージェネ中心とした話をずらっと書かせていただいております、従来から出ております工場立地の話とか、届出の話とか、そういったものを入れさせていただいているということです。

61番目以降も比較的従来からあるもの、問題意識が非常に似たところがございますけれども、ガス事業に関する既得権の部分が一般電気事業者等に比べれば優劣があるという状況でございますので、そういった関係からの様々な手続とか、保安規制の問題等々についてずっとございます。

66、67、68番目このあたりが特に典型ではございますけれども、道路占用の話、開発許可の話、河川占用の話、こういったものについての明確化や、公益上のものとして認めて欲しいというお話がございます。

あと69、70番目のように、今回の計画停電に関しての影響としてのリスタート手続の中での手続緩和について個別にお話があったものを載せております。

71番目以降が水素関係で、今回新たにヒアリングさせていただき御要望があったものを並べています。79番目以降が熱供給関係のものを並べております。これは国民の声あるいは事務局ヒアリングというものが中心でございます。省エネ関係のもの、先ほどからお話のあったヒートアイランドとか地球温暖化対策の関係のもの、CO2の排出係数のものがございます。

20ページ目、93番目以降が土壌汚染対策のものでございまして、これら根本の基準の問題から始まりまして、手続の関係です。例えば道路掘削を行う際に、所有者等の同意書に代えて、何らか権原を持っていることを証する書面をもう少し緩和できないかといったお話や、道路占用を出しつつ、こういった土壌汚染対策法上の形質変更届を手続的に同時に出せないかといったような話。あるいは3,000平方メートル以上で、かつ深さ50センチ以上の掘削という場合の50センチ以上の掘削が数カ所あっても、ここの部分はある程度弾力的な運用をしてもらえないかというようなこと。

97番目でいいますと、3,000平方メートルのとり方としての一団地のとり方について、もう少し分断してとらせてもらえないかというようなお話。かなり細かなものですが、現地でいろいろ悩まれている部分かと存じます。

98番目以降が防災関係でございます。今回の地震の際に、当事務局としても、特にエネルギーのみならず全体の防災に関しての緊急時の規制緩和というのを200項目ぐらいやっています。それとは別に電力需給の関係で、先ほどの非常用発電機を回すとか、海外のものを入れていくに際してどうするかといういろいろなことをさせていただきました。そのときの問題意識等もございしますが、98番目以降いろいろ御要望としていただいているものを防災ということで103番目まで記載させていただいております。これらについては、なかなか非常時という定義が難しいところもあるので、どう整理するかというのはまた考えていかなければいけないかなと思います。

そのほか104番目以降が3R関係でございます。まず104番目は、微量PCBの処理の話として、洗浄処理という新しい技術がございまして、これについてのガイドラインを作成するというもの。あとJIS規格石炭灰の産業廃棄物処理法の適用除外に関するもの。106、107番目というのが廃棄物関係の広域認定制度についての言わば弾力的な運用というものになります。108、109番目がプラスチック容器の回収の関係での現地でお困りのもの。110番目につきましては、国民の声から上がっているものでございすけれども、セメントキルンというものに対してのエネルギー利用率基準の緩和というものとなっております。

最後のページが、111、112、113番目、上2つが産業廃棄物関連のものでございまして、113番目については地下水汚染調査に係る手続簡素化ということで御意見があったものです。

以上、かなり多くのものが入ってございすけれども、全体としてこれらを府省の方にお預けして、改革の方向性についての御意見をいただいた上で進めていってはどうかということでもあります。

あと前回、安念委員からもございました保安関係や自治体関係などのテーマごとにグルーピングしたらどうかということで、資料4は各電源別の分類で書いてございすので、これらのうち保安関係と自治体に関するものを抜き刷りして別紙として配付させていただいております。

保安関係などにつきましては、各事業者にも見ていただいてずれがないかという確認をしてもいいのかなとは思っておりますが、自治体関係はどのように要請していくかなかなか難しい。もともとの法律の解釈に伴うものであれば技術的助言というのもございすですが、ある種、条例としての独自性というような部分にどこまで、一方では、規制緩和のときにはよく国よりも地方で措置してくださいという話もある分野はございすので、そういった中でそれらについてどう考えていくか、どういうチャンネルでやっていくかというのはなかなか難しい面もございすですが、まとめればこういう別紙の表になります。

○安念委員 ありがとうございます。これは分かりやすくていい。結構多いですね。

○小村参事官 多いですね。今回抜けなく拾っているつもりですけれども、結構多いなどというのが正直なところですよ。

私からは以上でございます。

○安念委員 どうもありがとうございました。

どのようなところからでも結構ですので、御質問、御意見等をいただければ幸いです。

大上委員、どうぞ。

○大上委員 各省からの回答はいつぐらいに返ってくる予定なのですか。

○小村参事官 これも御相談でございますが、今、今月末に一定の経済対策を政府で取りまとめるという動きがございます。まず、これは時間との関係ですので、府省ときちっとそこまでに整理をできるものについては、ここは事務局の方でセレクトさせていただければと思いますが、ある意味で言いますとファーストトラックでの整理を一旦させていただけないかというのが1つ目です。

その後につきましては、12月に入ったぐらいか今月末の手続が終わった段階から一度本日の議論も踏まえまして整理させていただいて、府省へ依頼させていただいて、おおむね1週間から10日ぐらいで回答いただいて、その後一度委員の皆様方には検討会ということで、12月にも日程のセットをさせていただければと思っております。

○大上委員 その後、年明けから各省を呼んでまた協議という形になるのですか。

○小村参事官 そうですね。12月の段階で文書による協議については進めていきたいと思っております。それがどこまで進んで1月の段階でどのような状況かというのは、また御連絡させていただきたいと思っております。

○安念委員 どうもありがとうございます。

他はいかがでしょう。何かございせんか。だんだんマニアックになってきましたね。でも、前に宮内さんが言っていたけれども、規制は細部に宿るのだよねと、本当にそのとおりなのです。しかし、これは別に政治状況とどうという話ではないから、淡々粛々と我々としてはやっていくということに尽きますね。

では、そのファーストトラックはこの中から選んでいただくわけですが、ファーストトラックについては事務局案を何らかの形、メールなり何なりで委員に示していただくということにしましょうか。

○小村参事官 個別にお知らせさせていただくことにします。

○安念委員 では、そういうことにしましょう。その間は、これは無理なのではないかとか、不適切なのではないかというようなものがもしあれば、事務局に御連絡いただいてまた検討することにいたしましょう。

○小村参事官 私としても、特に本来、事業者間で、民民で解決すべきではないかという部分と、ある事業者側から見れば非常に事業がやりやすくなるのだけれども、他の事業者さんとも影響するところ、どういう感じにさばいていいかというところが一番難しいのかなと思っております。

○安念委員 そうなのです。ただ、事業者からすると、民民であっても、彼らからすれば規制なのです。

○小村参事官 またその辺について、お知恵を頂ければ。

○安念委員 加えて、先ほど小村参事官からも御指摘がありました。保安関係は割に業者の方が誤解している場合もあって、実はできますなどという回答になることがままあるものですから、とにかくまず現状を確認していただくということはしていただいた方がいいと思います。他に何かございませんか。

では、この中で何か不適切であるとか、扱いについて御意見がありましたら、できるだけ早いうちに事務局に御連絡いただくとありがたいと思います。

それでは、今日の議事はこれぐらいにして、今後の進め方はどうなりますか。

○小村参事官 先ほどのとおり、二段階に分けて整理させていただく。その前段として、こちらで考えてファーストトラックに乗せるものについては、御案内をさせていただくことにさせていただいて、次は個別の検討会を非公開で、膝を詰めてやらせていただきたいと思っています。日時については、後日また御連絡させていただきます。

○大上委員 大体いつごろですか。12月に入ってからですか。

○小村参事官 12月の中下旬ぐらいになろうかとは思いますが。そこはまたこちらで調整させていただいて御連絡させていただきます。

○安念委員 ありがとうございます。

では、大室委員長代理からお願いいたします。

○大室委員長代理 大変御熱心な討議で感心しました。私からは、一つだけ御意見を申し上げたいと思います。特にエネルギーの問題に関しては、時間が重要だと思うのですが、その中で許認可に関しては、地方自治体に移ってしまっている部分がとても多いと思います。そのおかげで、我々が都内の複合施設の開発をしたときに、都市再生整備法の特區として認定されたことによって、遺跡調査だとか、開発行為だとか、そういう環境アセスメントも含めて同時進行できました。これは特區という1つの大きな後ろ盾をもらったからできたことで、通常、3年以上掛かるところが2年ぐらいで、1年以上短縮できたというのが、我々としては非常に印象的でした。

エネルギーも同じように、何らかの意味で後ろ盾のような考えが必要ではないかと思えます。ただ必死に地方自治体と交渉するといったら、とてもではないけれども、ここでの意見と温度差が全然違いますし、特に地方に行けば行くほど否定的になってきますから、最も重要視すべき時間的な問題というのは遅れてしまうということもあると思います。地方自治体の問題を取り上げていただきましたが、その辺の有効打みたいなのをきっちり議論しておく必要があるのではないかという印象を、私は皆さんの議論の中で感じた次第です。

余計なことかもしれませんが、スピード感を重要視して進めていくことが非常に大切なのではないかと感じました。

以上です。

○安念委員 ありがとうございます。

では、最後に副大臣からお願いいたします。

○藤本副大臣 本当にどうもありがとうございました。聞けば聞くほど、こんなものがあるのかというような規制・制度があって、それは時代の流れもあるだろうし、いろいろな様々理由があってこういうものがあるのでしょうか。その理由が分かったような、分からないようなものもきっとあるのだらうと思います。

最初の方に申し上げたのですが、財政出動しないでも、規制・制度改革によってかなり前に進む部分があるかと思しますので、本当に熱心な討論、討議をありがとうございました。

副総理も先ほどちょっと別件で話をした時に、とにかく今動いているもので年末までにある程度結論が出るものについてはきちっとやるような態勢、対応をとっていかないといけないとおっしゃっておいりましたので、選挙の結果にかかわらず、我々としては年末までに上げるものは上げてもらえれば大変助かるなと思います。ありがとうございました。

○安念委員 そのように努力いたします。どうもありがとうございました。

では、皆様、お忙しいところをありがとうございました。